

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年2月26日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆厚生年金基金規則等の一部を改正する省令について◆

平成22年2月26日付で、厚生年金基金規則等の一部を改正する省令が公表されました。
(厚生労働省のホームページ『パブリックコメント』をご参照ください。)

今般公表された内容は、平成21年7月27日付でパブリックコメント募集手続きの行われた改正案と平成22年1月5日付でパブリックコメント募集手続きの行われた改正案の双方を反映した内容となっております。

また、提出された意見及びそれに対する厚生労働省からの回答のうち主なものを別紙にまとめておりますのでご参照ください。

改正の省令

- 厚生年金基金規則
- 確定拠出年金法施行規則
- 確定給付企業年金法施行規則

概要

- 確定給付企業年金と企業型確定拠出年金において、加入者原簿の記載事項に基礎年金番号が追加された。
- 厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会が、脱退一時金相当額等を他の企業年金等に移換する際の情報に基礎年金番号が追加された。
- 厚生年金基金において、時限的に認められている年金経理から業務経理への繰入の特例（日本年金機構の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿との突き合わせ等に係る経費について、剰余金が計上されていない場合でも繰入れを行うことが認められる特例）が平成24年3月31日まで延長された。
- 施行日：平成22年4月1日（ただし、厚生年金基金における繰入の特例は公布日から施行）

以上



【改正案に対して提出された意見及びそれに対する厚生労働省からの回答（主なもの）】

No.	意見の概要	意見に対する厚生労働省の回答
1	平成20年3月の住所管理対策と同様に、基金型確定給付企業年金における基礎年金番号の管理について、基金に代わり、事業主が管理することも可能としていただきたい。	住所管理については、住所変更に伴い、管理に係る事務量が膨大となるため、事業主による管理を可能としたところであるが、基礎年金番号については、一度取得すれば変更されることはなく、基金において管理することとしても事務量が膨大となることはないため、基金が管理することとした。
2	基礎年金番号の管理の方法について、既存の原簿への記載を必須とせず、別途基礎年金番号を記載したものを原簿の別葉として管理することで、法令上の要件を満たすものとしていただきたい。	問題ない。
3	省令改正時点で、「給付の全部を一時金として支給を受けた者」及び「既に年金の支給が開始している者」は、基礎年金番号の管理の目的から鑑みて、義務化の対象外と考えてよいか。	問題ない。
4	現在、確定給付企業年金制度においては、加入者原簿の保存期限（資格喪失した過去の加入者の原簿をいつまで管理するか）に明確な定めはなく、事業主又は基金の運営に任されているが、省令改正後もこの取扱いに変更はないと考えてよいか。	変更はない。
5	省令改正時点で既に加入している者（既加入者）について、どのような取扱いとするのか。	既加入者についても施行後速やかに把握の上、原簿へ記載されたい。

以上

